

【紀要委員会企画】

〔報告〕

2022年指定規則一部改正に伴うカリキュラム改革について

檜原 理恵 本田 彰子 大石 ふみ子 大山 末美 川村 佐和子
久保田 君枝 熊澤 武志 齋藤 直志 長峰 伸治
宮谷 恵 渡邊 輝美 黒野 智子 小平 朋江
佐久間 佐織 炭谷 正太郎 藤浪 千種
山村 江美子 藤本 栄子

聖隷クリストファー大学看護学部

Curriculum Innovation in the School of Nursing in accordance with the 2022
revision of the Regulations for the Training of Nursing

Rie Kashihara, Akiko Honda, Fumiko Oishi, Suemi Oyama, Sawako Kawamura,
Kimie Kubota, Takeshi Kumazawa, Tadashi Saito, Shinji Nagamine,
Megumi Miyatani, Terumi Watanabe, Tomoko Kurono, Tomoe Kodaira,
Saori Sakuma, Shotaro Sumitani, Chigusa Fujinami,
Emiko Yamamura, Eiko Fujimoto

School of Nursing, Seirei Christopher University

《抄録》

2022年4月1日より保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正した省令（厚生労働省，2019）が適応される。本規則の改正では、地域在宅看護の創設、実習単位が見直され、看護師に求められる社会的役割、及び疾病構造の変化に伴う療養生活の場の多様性に合わせた内容が示された。それに伴い、本学看護学部では本学の理念である生命の尊厳と隣人愛の精神を基盤として、2019年よりカリキュラム改革を推進し検討を継続した。中長期ビジョン検討会、カリキュラム骨子作成委員会を経て、カリキュラム改革委員会が30回を超える協議を重ね、新たなカリキュラムを申請するに至った。本稿では、新たなカリキュラムに至った経緯とカリキュラム編成の概要について報告する。

《キーワード》

カリキュラム改革、療養生活支援、看護実践能力

2021年1月15日受付・2022年2月9日受理

I. はじめに

2022年4月1日に保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正した省令（厚生労働省，2019）が適応される。今回の改正案は「看護基礎教育検討報告書」を受け、策定されている。看護基礎教育検討報告書の文頭で、少子高齢化が一層進む中、人口及び疾病構造の変化により、医療提供体制に合わせた看護職者の養成が必要であること、看護職員の就業場所が多様となり、対象の多様性・複雑性に対応した看護を想像する能力が求められることが述べられている（厚生労働省，2018）。

本学看護学部はこの改正に伴い、社会から求められる看護職者像、学生が目指すべき専門職者像をベースにした教育改革に着手した。教育改革を推進するため、2019年4月より学部長提案の「SAMUEL MERRIT UNIVERSITY；以下SMU）の看護教育者との教育改革推進のための共同プロジェクト」を受け、新任教授、准教授を中心とした中長期ビジョン検討委員会が発足し、領域を超えたディスカッションが継続され教育改革推進のための方略が検討された（藤本，久保田，2021）。そして、2019年11月に教授陣から成るカリキュラム骨子作成委員会により、教育目的、DP、CP、APの確認を経て本学に必要な看護師教育のための骨子が作成された。それを受け、カリキュラム改革委員会では骨子に基づいたカリキュラムを作成するに至った。本稿では、省令の改正を見据えた新カリ

キュラムの構築、教育改革のための方略や検討内容について報告する。

II. カリキュラム改革委員会所掌事項

中長期ビジョン検討会、カリキュラム骨子作成委員会での審議内容を踏まえ、2022カリキュラム改革委員会の所掌事項が決定した（図1）。

所掌事項は、①カリキュラム骨子作成委員会が決定した方針に基づくカリキュラムを検討し、検討内容に関する意見を領域や領域間を超えて幅広く募り、集約する、②集約した意見を基に2022カリキュラムを作成することである。当該委員会は学部長諮問委員会として位置づけられ、委員会での検討内容は看護学部構成員が出席し毎月開催される教授会で報告された。また、カリキュラム改革委員会は、中長期ビジョン検討委員会のメンバーを基に構成され、領域の代表であると共に看護学部の代表者でもある、と位置付けられた。委員会は、2020年3月より3週に1回の頻度で開催され、必要に応じて教育内容を検討するチーム別検討会や領域間の教育内容を検討するワーキングチームによる検討会を開催した。カリキュラム改革委員会として、2020年度は19回開催され、2021年度は15回の開催予定であり、検討内容は表1に示した（表1）。

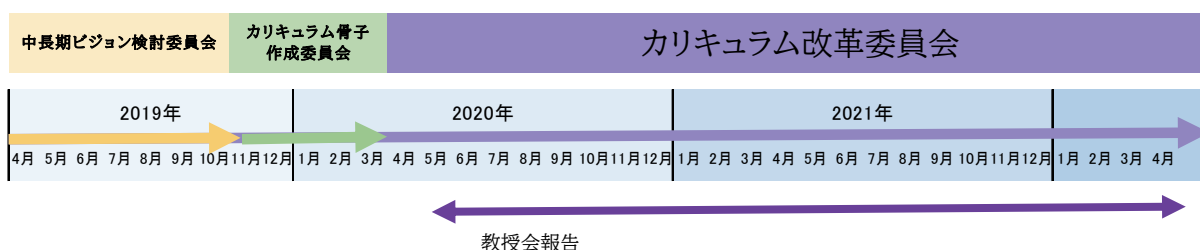


図1. カリキュラム改革準備に係る本学の委員会と活動経過

表 1-1. 2020年度カリキュラム改革委員会検討事項

回数	開催日	検討内容
第 1 回	2020/03/16	1.委員会の所掌事項の確認、2.役割抽出、3.委員会開催方法について
第 2 回	2020/04/06	1.2020 指定規則に基づいた原稿カリキュラムの洗い出しと 2020 カリキュラムへの反映 2.教室確保に関する検討 3.教育方法・方略の検討 4.実習施設への説明・調整方法の検討
第 3 回	2020/05/18	1.検討事項内容の振り返り 2.小児看護領域から提出された「新カリキュラム検討事項」に基づき検討が必要であると提案された事項について、意見交換 3.カリキュラム概要一覧の作成
第 4 回	2020/06/08	1.カリキュラム概要一覧の確認 2.目指すべきカリキュラム内容について（科目群を検討する） 3.チームを編成し、次回開催までに各チーム案を提示
第 5 回	2020/06/29	1.科目群について各チームからの検討内容報告 2.報告を受けてこれからの課題の抽出
第 6 回	2020/07/20	1.学部長から今後の方針について 2.カリキュラムマップ 3.時間割案
第 7 回	2020/08/24	1.各領域内での検討事項及び意見集約（時間割案、領域間連携科目）
第 8 回	2020/09/07	1.学部運営会議報告 2.1・2 年次必修科目、単位数、時間数
第 9 回	2020/09/28	1.学部教員への情報共有方法 2.指定規則とカリキュラム対応表 3.1・2 年次の科目配置、単位数、4. 実習関連科目、5.保健師課程
第 10 回	2020/10/19	1.学部教員からの意見集約内容の検討 2.外部講師科目の科目責任者 3.地域創造看護実習（仮）のあり方、4.卒業研究（仮）指導のあり方 5.家族看護論の新設、6.保健師課程
第 11 回	2020/11/09	1.申請までの日程確認 2.専門基礎領域科目検討 3.聖隷看護プレ実習（仮）・聖隷看護実習（仮）のあり方 4.保健師課程選択のあり方
第 12 回	2020/11/30	1.家族看護論の科目配置 2.聖隷看護実習（仮）、看護探求実習（仮）の実習内容 3.統合実習 3 単位案、4.申請に必要な書類確認
第 13 回	2020/12/14	1.4 年次科目の内容検討 2.保健師課程、養護教諭課程との調整 3.家族看護論の科目配置 4.自校実習の科目名 5.3 学部共通科目の変更案に伴う看護学部科目の変更、6.専門基礎領域科目配置案
第 14 回	2020/12/24	1.統合実習 3 単位案への意見集約 2.4 年次科目の内容検討 3.専門基礎領域科目概要、4. 自校実習科目名
第 15 回	2021/01/15	1.統合実習 3 単位案 2.専門基礎領域科目配置 3.卒業時の技術到達度と講義・演習・実習内容の検討 4.看護の統合領域科目 5.カリキュラムマップと指定規則対応表 6.3 年次 2 クラス制の講義・演習・実習の運用方法
第 16 回	2021/02/01	1.保健師課程実習と統合実習 2.卒業時の技術到達度と講義・演習・実習内容の検討 3.3 年次 2 クラス制の講義・演習・実習の運用方法、4.申請書類作成の確認
第 17 回	2021/02/22	1. 卒業時の技術到達度と講義・演習・実習内容の検討 2.指定規則対比表の確認 3.3 年次 2 クラス制の講義・演習・実習の運用方法 4.講義・演習・実習におけるアクティブラーニングの捉え方
第 18 回	2021/03/15	1.3 年次 2 クラス制の講義・演習・実習の運用方法 2.教育内容の重複・不足の確認方法 3.教育改革推進経費申請、4.聖隷看護探求実習
第 19 回	2021/03/30	1.1・2 年次科目の単位数の修正確認 2.保健師課程新カリキュラム案 3.統合実習、4.教育内容の重複・不足

表 1-2. 2021年度カリキュラム改革委員会検討事項

回数	開催日	検討内容
第 1 回	2021/04/12	1.在宅看護領域からの提案事項 2.3 年次 2 ブロック制の講義・演習・実習の運用方法 3.聖隷看護基盤実習、聖隷看護探求実習科目概要
第 2 回	2021/04/26	1.保健師課程科目と地域・在宅看護領域の考え方 2.3 年次 2 ブロック制の講義・演習・実習の運用方法
第 3 回	2021/05/10	1.在宅看護学領域科目名と単位数の報告 2.申請までのスケジュール確認 3.カリキュラムマップ、科目名の文言修正
第 4 回	2021/05/24	1.科目概要の見直しとスケジュールの確認 2.聖隷看護基盤実習、聖隷看護探求実習 3.指定規則対比表単位数の見直し
第 5 回	2021/06/07	1.領域間乗り入れ科目の科目概要 2.実習施設の確認
第 6 回	2021/06/21	1.科目概要の見直し 2.実習施設使用予定の確認 3.聖隷看護基盤実習、聖隷看護探求実習 4.履修要綱内容の修正案
第 7 回	2021/07/05	1.聖隷看護基盤実習、聖隷看護探求実習 2.実習施設使予定 3.学部長より科目概要見直しの方向性の提示
第 8 回	2021/07/26	1.聖隷看護基盤実習、聖隷看護探求実習 2.実習施設使予定 3.科目概要見直し案
第 9 回	2021/09/06	1.申請書類作成状況
第 10 回	2021/10/18	1.申請状況 2.3 年次 2 ブロック制の講義・演習・実習の運用方法
第 11 回	2021/11/04	1.3 年次 2 ブロック制の講義・演習・実習の運用方法 2.聖隷看護基盤実習実習施設交渉状況 3.科目責任者、シラバス作成 4.現行科目の読み替え 5.実習前提科目
第 12 回	2021/12/01	1.3 年次 2 クラス制の講義・演習・実習の運用方法 2.聖隷看護基盤実習、聖隷看護探求実習 3.現行科目の読み替え 4.実習前提科目
第 13 回	2022/01/05	1.卒業時の技術到達度内容調整結果 2.シラバス作成状況の確認
第 14 回	2022/02/02	1.新カリキュラムの評価方法について 2.履修要綱の共通部分について
第 15 回	2022/02/28	1.2022 看護学実習の手引きについて 2.評価方法の確認 3.事業計画に基づく次年度以降の活動について

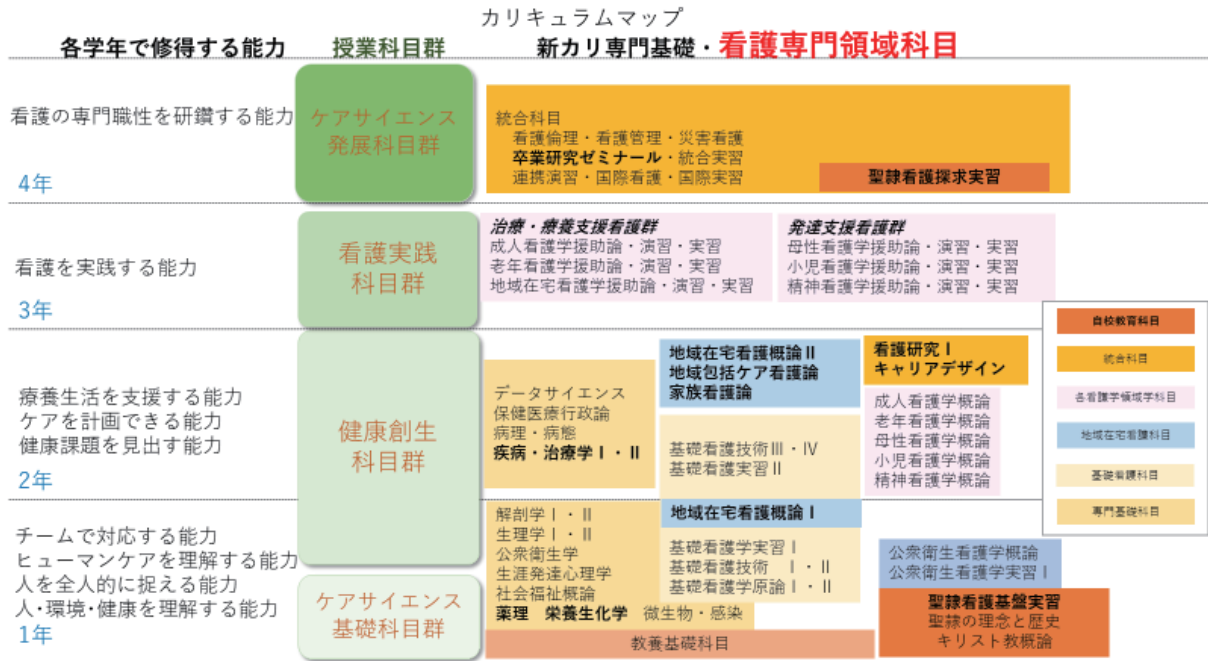
Ⅲ. カリキュラム編成方針とカリキュラムマップ

カリキュラム編成方針は、本学の教育理念・目的、学部の教育目的目標、DP を達成し、看護職を目指す者として必要な能力を獲得することである。そのために学年進行に合わせ、次のような能力が獲得できる教育課程を編成した。

1 年次では、チームで対応する能力、ヒューマンケアを理解する能力、人を全人的に捉える能力、人・環境・健康を理解する能力を獲

得するためにケアサイエンス基礎科目群を、2 年次には、療養生活を支援する能力、22 ケアを計画できる能力、健康課題を見出す能力を獲得するために健康創生科目群を、3 年次には、看護を実践する能力を獲得するために看護実践科目群を、最終学年次には、看護の専門職性を研鑽する能力を獲得するためにケアサイエンス発展科目群を配置した (図 2)。

今回の指定規則の改正において、地域在宅看護の創設、実習単位が見直された (厚生労働省, 2020)。看護師に求められる社会的役割、及び疾病構造の変化に伴う療養生活の場の多



太字：新設、名称変更および配置変更科目
太字・斜字：2ブロック科目群

図2. カリキュラムマップ 看護師課程

様性を鑑み本学でも看護の対象を地域にいる療養生活者としてとらえること、基礎看護学とともに早期から地域・在宅看護学領域の単位を位置づけることとした。

Ⅳ. 本学看護学部における特色ある実習科目の設定

今回の指定規則の改正により、各看護師養成校独自に設定することが可能な6単位の实習について次のように検討した。

6単位のうち自校実習として聖隷看護基盤実習1単位を1年次に、聖隷看護探求実習1単位を4年次に位置付けた。

1年次に開講する聖隷看護基盤実習では、聖隷の成り立ちを持ち、現在もその理念を受け継ぎ、地域で暮らす人々の生活を支えている施設での実習を位置づけた。本科目は看護専門職としてのあり方や、自身の生き方について考え学ぶ「聖隷の理念と歴史」と連動して展開される。看護を学ぶ上で基盤となる対人援助職としてのあり方を、聖隷の理念と関

連させて意味づけ、発展させてゆくための動機づけとすることを目標としている。なお、本実習は看護専門職者としての高い倫理観と価値観・態度を身につけるための、建学の理念と精神の育成に関わる科目でもある。また、4年次に開講する聖隷看護探求実習では、聖隷看護基盤実習と同様の施設において実習することで、3年次までの学修、実習経験などをふまえて建学の精神や聖隷の理念と関連させて意味づけ、今後の看護のあり方や自身の看護実践について探求し、発展させてゆくことを目標としている。聖隷看護基盤実習、聖隷看護探求実習は新規の科目であるため、実習施設として新たに17施設を検討した。聖隷の理念に基づいた実習であること、実習目標について施設への説明の機会を設定し、丁寧にかかわることでおおよその施設で実習の受け入れが可能となり、申請に至った。

残り4単位の实習については、1年次に公衆衛生看護学実習Ⅰを1単位増とし、老年看護学実習とともに、成人看護学領域において急性期看護学実習と慢性看護学実習を2単位

ずつとすることで2単位増とし、4年次の統合実習を1単位増の3単位とした。

V. 看護実践力を高めるための教育方略

本学の2022カリキュラム改革では、150名を超える学生の知識の定着と看護実践能力の育成方法について検討を重ねた。能動的な学修は、知識の定着を促進し、思考力の育成に寄与することから、アクティブラーニングが推奨されて久しい。看護基礎教育では看護を科学的に捉え、知識を基盤にした看護実践能力を育成することが求められる。各看護学領域の臨地実習では、各看護論の講義・演習で得た知識を活用し看護実践につなげる力が必要となる。一方で、既習知識を活用するためには、学生は学修内容を適切に振り返ることが必要となるが、4年次に配置されていた臨地看護学実習において6か月以上前に開講された講義・演習科目の知識を活用することが求められる。臨地看護学実習は継続して複数の領域実習があることで、学生は目の前の看護学領域の学修に時間を割かざるを得ない状況となっており、効果的な学修計画を立案することが困難な状況であった。

2020年2月にSMUに所属する近藤房江教授を招聘し、カリキュラム構成、教授方法等について本学教員間でディスカッションを重ねた(藤本、久保田, 2021)。その中で、SMUのカリキュラムで実践されている方法を参考に、講義・演習・実習を小クラス単位で実施することが検討され、教授会で審議された。当初、小クラス単位を3つに分類することが検討されたが、教員の負担、学生の履修モデルの複雑さを考慮し、最終的に、2ブロック制が提案され承認された。3年次に2ブロック制による各看護学領域の講義・演習・実習を教授するために2年次までに必要な科目配置および学修の順序性を検討した。

併せて、3年次における具体的な講義・演習・実習を教授するための方略を検討し、看護学領域を2ブロックに合わせて編成することとした。地域在宅看護学領域、成人看護学領域、老年看護学領域を【治療療養支援看護群】、母性看護学領域、小児看護学領域、精神看護学領域を【発達支援看護群】と位置付けた。各群では領域を超えた講義・演習を構成することによって、多様化、複雑化している対象に対する看護実践について学生が知識を獲得でき、実習に必要な看護実践力の基礎を獲得することを狙いとしている。一方で、同様の講義・演習を2クール実施することによる教員の教授活動の負担感、旧カリキュラムとの移行期の実習施設の調整が課題となっており、継続して検討を重ねている。

VI. 実践力育成のための発展型データベース・シミュレーション教材の開発

新たなカリキュラムでは、各看護学領域の講義・演習・実習を1セメスター内で完結することで学生の知識の定着を狙っている。また、2ブロック制を導入することでより看護学の領域を超えた学修が可能となり、連続性を持った学修となることが期待できる。

学生のアクティブラーニング促進と領域間での教授内容共有の必要性から、教材開発について検討した。Web上にポータルサイトを設定し、「看護学各領域における実践力育成のための発展型データベース・シミュレーション教材」を開発することとした。本教材の開発の目的は、領域の概念を無くし、多方面から事例を観察することで学生のアセスメント能力を育てることである。本ポータルサイト内には、看護学各領域における実践力育成のため看護の対象の個人、家族、地域及び制度に関する現実的情報を仮想コミュニティ上に構築、展開することで、本教材を活用す

る学生主体の新たな教育方法を確立できるように構成した。学部内教員とのワーキングを経て現在も思考、試行を繰り返しより具象化できる教材として活用する予定である。

Ⅶ. 保健師課程

看護師課程とともに、保健師課程についても指定規則が改正され、本学看護学部でもカリキュラムが検討された。公衆衛生を基盤とした保健師課程の見直しとともに、新型コロナウイルス感染拡大による保健師の社会的役割の拡大を鑑み、より専門性を発揮するための基礎教育が求められている。指定規則改正に見合うとともに、本学が輩出すべき保健師人材として必要な科目を見直し、公衆衛生看護推論、公衆衛生情報処理演習、公衆衛生看護総合行政演習を増設するとともに、公衆衛生看護学実習に学校保健実習を加え 31 単位としてカリキュラム構築することとなった。

Ⅷ. 卒業研究ゼミナール必修化

本学では、2011 年カリキュラム改正時に看護研究Ⅱを選択科目として指定位置づけることとなった。以降、4 年次に研究科目を履修する学生は 20 名～40 名となり研究基礎力を培う機会のない学生が多くを占めることとなった。本検討会では、学生に未来を切り開く力を身に付けてほしい、という願いを中長期ビジョン検討会から継続して持っていた。そこで、卒業研究を必修化することにより、教員と学生の知への共有を促進し、自己の課題を踏まえ未来を考えることに寄与することを狙いとしている。一方、150 名を超える学生に対し、卒業研究を課すことは教員負担の増加が懸念されるため、看護学部教員が領域を問わず研究指導することとし、科目名を看護研究から卒業研究ゼミナールとした。

まとめ

指定規則改正に伴い、2019 年度から継続してカリキュラム編成を検討し、本学の看護学教育を見直すとともに、社会に求められる看護者の養成は基より、看護学を追求するためのカリキュラムを構築することができた。

今後は、学生が創造性豊かに未来を切り開く力を身に付けられるよう、また、能動的な学修により知識を定着させ、思考力を育み、看護を科学的に捉え、知識を基盤とした看護実践能力を発揮できるような教育を目指したい。そのためには、教員個々の力を結集し、看護学部が一丸となって、教育上の想定される課題や想定外の課題を乗り越えることが必要となる。加えて、教員が学生の育成に喜びと達成感を得るとともに、学生との適切な距離間の中で学生個々の成長に関与し、学生を輩出させる役割を担っていることを自覚し、看護学部の発展に寄与することが必要であると考えられる。

文献

- 藤本栄子，久保田君枝（2021）：本学と SMU の看護教育者との教育改革推進のための共同プロジェクト，聖隷クリストファー大学看護学部紀要，29，1 - 5.
- 厚生労働省（2018）：看護基礎教育検討会報告書，
<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000557411.pdf>，（検索日：2021 年 12 月 23 日）.
- 厚生労働省（2019）：保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令，厚生労働省令第 179 号.
<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/tuuti915-2.pdf>，（検索日：2021 年 12 月 23 日）.
- 厚生労働省（2020）：看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて（医政発 0331 第 21 号）
<https://www.zenhokan.or.jp/wpcontent/uploads/>

tuuti915-3.pdf, (検索日:2021年12月23日).
豊島由樹子, 鶴田恵子, 長峰伸治 他 (2019):
2019年度看護学部教育課程の改定について,
聖隷クリストファー大学看護学部紀
要, 27, 1-10.